

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成31年



## 目 次

議案第 98 号	平成31年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 99 号	平成31年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	26
議案第 100 号	平成31年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	29
議案第 101 号	平成31年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	34
議案第 102 号	平成31年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	37
議案第 103 号	平成31年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	40
議案第 104 号	平成31年度鎌倉市下水道事業会計予算	43
議案第 105 号	鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例の制定について	48
議案第 106 号	鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例の制定について	51
議案第 107 号	鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例の制定について	53
議案第 108 号	鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定について	55
議案第 109 号	鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 110 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第 111 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第 112 号	鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第 113 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第 114 号	鎌倉市就学援助基金条例の一部を改正する条例の制定について	72



議案第 98 号

平成31年度鎌倉市一般会計予算

平成31年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,239,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
5 市税		千円 35,510,091
	5 市民税	17,549,961
	10 固定資産税	13,698,774
	15 軽自動車税	157,014
	20 市たばこ税	698,714
	30 都市計画税	3,405,628
10 地方譲与税		280,400
	8 地方揮発油譲与税	82,400
	10 自動車重量譲与税	198,000
15 利子割交付金		50,000
	5 利子割交付金	50,000
16 配当割交付金		240,000
	5 配当割交付金	240,000
17 株式等譲渡所得割交付金		260,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	260,000
19 地方消費税交付金		2,955,200
	5 地方消費税交付金	2,955,200
20 ゴルフ場利用税交付金		25,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	25,000
30 自動車取得税交付金		78,500
	5 自動車取得税交付金	78,500
31 環境性能割交付金		38,500
	5 環境性能割交付金	38,500
33 地方特例交付金		656,032
	5 地方特例交付金	150,000
	10 子ども・子育て支援臨時交付金	506,032

款	項	金額
		千円
35	地方交付税	29,000
	5 地方交付税	29,000
40	交通安全対策特別交付金	21,000
	5 交通安全対策特別交付金	21,000
45	分担金及び負担金	519,948
	5 負担金	519,948
50	使用料及び手数料	1,209,129
	5 使用料	446,111
	10 手数料	741,418
	15 証紙収入	21,600
55	国庫支出金	7,636,372
	5 国庫負担金	6,178,033
	10 国庫補助金	1,428,563
	15 委託金	29,776
60	県支出金	3,527,378
	5 県負担金	2,387,896
	10 県補助金	723,627
	15 委託金	415,855
65	財産収入	394,013
	5 財産運用収入	79,008
	10 財産売払収入	315,005
70	寄附金	521,239
	5 寄附金	521,239
75	繰入金	3,015,932
	5 基金繰入金	3,013,932
	10 他会計繰入金	2,000



款	項	金 額
80	繰越金	600,000
	5 繰越金	600,000
85	諸収入	1,173,066
	5 延滞金加算金及び過料	100,001
	10 市預金利子	300
	15 貸付金元利収入	567,068
	25 雑入	505,697
90	市債	2,498,200
	5 市債	2,498,200
	歳 入 合 計	61,239,000

歳 出

款	項	金 額
5	議会費	441,193
	5 議会費	441,193
10	総務費	8,156,107
	5 総務管理費	6,635,109
	10 徴税費	758,168
	15 戸籍住民基本台帳費	521,185
	20 選挙費	155,517
	25 統計調査費	29,585
	30 監査委員費	56,543
15	民生費	24,836,350
	5 社会福祉費	12,211,340
	10 児童福祉費	10,402,111
	15 生活保護費	2,221,806
	20 災害救助費	1,093
20	衛生費	5,725,714
	5 保健衛生費	1,763,630
	10 清掃費	3,658,794
	15 環境対策費	303,290
25	労働費	78,921
	5 労働諸費	78,921
30	農林水産業費	107,925
	5 農業水産業費	107,925
35	商工費	635,611
	5 商工費	635,611
40	観光費	323,760
	5 観光費	323,760

款	項	金 額
45	土木費	7,546,875
	5 土木管理費	1,520,148
	10 道路橋りょう費	1,069,906
	15 河川費	177,486
	20 都市計画費	4,568,056
	25 住宅費	211,279
50	消防費	2,789,784
	5 消防費	2,789,784
55	教育費	6,580,090
	5 教育総務費	1,785,289
	10 小学校費	1,501,628
	15 中学校費	1,052,300
	20 社会教育費	1,799,339
	25 保健体育費	441,534
60	公債費	3,952,495
	5 公債費	3,952,495
65	諸支出金	14,175
	5 土地開発公社費	14,175
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
歳 出 合 計		61,239,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
55 教育費	20 社会教育費	史跡大町積迎堂口 遺跡崩落対策事業	124,828 千円	31	49,931 千円
				32	74,897
55 教育費	25 保健体育費	鎌倉武道館特定天井改修事業	231,880	31	92,752
				32	139,128

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議 会 だ よ り 印 刷 費 業 務 事 業 費	平 成 32 年 度 ま で	千円 512
議 会 だ よ り 配 布 費 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 ま で	572
本 会 議 録 作 成 費 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 ま で	132
常 任 委 員 会 等 会 議 録 作 成 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 ま で	231
広 報 か ま く ら 製 作 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 ま で	3,236
広 報 か ま く ら 配 布 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 ま で	4,268
メ ー ル 便 運 搬 事 業 費	平 成 32 年 度 ま で	248

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等に係る業務費 コスト削減事業 委託	平成31年度から 平成32年度まで	千円 5,347
野村総研跡地業務費 巡回等事業 委託	平成32年度まで	341
自動車運行管理費 委託	平成32年度まで	1,128
本庁舎跡地整備業務費 基本構想策定支援事業 委託	平成31年度から 平成32年度まで	22,368
防災行政用無線 デジタル化整備事業費 (消費税率引上分)	平成32年度から 平成33年度まで	4,557
鎌倉芸術館 倉庫運営事業費 (消費税率引上分)	平成32年度から 平成33年度まで	5,334
防犯灯LED化費 事業 (消費税率引上分)	平成32年度から 平成37年度まで	701

事 項	期 間	限 度 額
固定資産評価業務 資 料 作 成 業 務 委 託 事 業 費 (消費税率引上分)	平成 32 年度 まで	150
OA 機器 操作 等 に 関 する 労働 者 派 遣 費 委 託 事 業 費	平成 32 年度 まで	841
精神保健福祉相談・ 障害者虐待防止対策 支 援 嘱 託 員 派 遣 費 委 託 事 業 費	平成 32 年度 まで	1,631
鎌倉市障害者 自 立 支 援 施 設 (鎌倉はまなみ) 管 理 運 営 事 業 費 (消費税率引上分)	平成 32 年度 まで	545
鎌倉市老人福祉センター 管 理 運 営 事 業 費 (消費税率引上分)	平成 32 年度 まで	1,670
腰越地域老人福祉センター 管 理 運 営 事 業 費 (消費税率引上分)	平成 32 年度 まで	237
二階堂デイサービス センター清掃業務事業費	平成 32 年度 まで	372

事 項	期 間	限 度 額
つどいの広場 事業実施業務 委託事業費（腰越）	平成 32 年度まで	千円 500
腰越子ども会館・ 子ども会の家費 設置事業費 （消費税率引上分）	平成 32 年度まで	234
山崎子ども会館・ 子ども会の家費 設置事業費 （消費税率引上分）	平成 32 年度まで	29
大船子ども会館・ 子ども会の家費 設置事業費 （消費税率引上分）	平成 32 年度まで	79
にしかまくら 子ども会の家費 設置事業費 （消費税率引上分）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	931
いわせ子どもの家費 設置事業費 （消費税率引上分）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	803
ふかさわ子どもの家費 設置事業費 （消費税率引上分）	平成 32 年度から 平成 35 年度まで	2,237



事 項	期 間	限 度 額
せきや子どもの家費 設置事業 (消費税率引上分)	平成32年度から 平成35年度まで	千円 1,598
放課後子どもひろば・ 子どもの家 (ふかさわ・せきや) 管理運営事業費 (消費税率引上分)	平成32年度まで	1,473
御成町在宅福祉 サービスセンタ ー総合管理業 務委託事業費	平成32年度まで	584
公立保育園業務 ・軽作業費 公用委託事業	平成32年度まで	2,360
公立保育園業務 ・消毒費 公布団乾燥事業 委託	平成32年度まで	388
公立保育園業務 費 清掃	平成32年度まで	3,285
岡本保育園新園舎 設置事業費 (消費税率引上分)	平成32年度から 平成37年度まで	3,998

事 項	期 間	限 度 額
腸内細菌培養検査事業費	平成32年度まで	千円 348
被保護者健康管理業務委託事業費	平成31年度から平成32年度まで	7,082
鎌倉市口腔保健センター保安警備業務事業費	平成32年度まで	186
予防接種データ入力業務委託事業費	平成32年度まで	310
看護師派遣委託事業費	平成32年度まで	872
指定収集袋作成業務委託事業費	平成32年度まで	13,751
木くず資源化処理業務委託事業費	平成32年度まで	3,234

事 項	期 間	限 度 額
布 団 運 搬 資 源 化 処 理 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	千円 1,694
畳 運 搬 資 源 化 処 理 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	1,342
使 用 済 小 型 電 子 機 器 等 資 源 化 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	1,375
笛 田 リ サ イ ク ル セ ン タ ー 清 掃 業 務 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	449
鎌 倉 み ど こ ろ 散 歩 編 集 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	495
道 路 台 帳 情 報 電 子 化 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 31 年 度 か ら 平 成 33 年 度 まで	34,650
大 船 駅 ペ デ ス ト リ ア ン デ ッ キ 等 清 掃 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	5,005

事 項	期 間	限 度 額
大警 船 駅 管 理 施 設 警 備 託 監 視 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	千円 21,124
北 鎌 倉 隧 道 通 行 禁 止 伴 歩 行 者 誘 導 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	17,684
LED 街 路 照 明 灯 賃 借 料 ( 消 費 税 率 引 上 分 )	平 成 32 年 度 か ら 平 成 37 年 度 まで	550
道 路 側 溝 等 浚 汚 泥 処 分 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	4,718
富 士 見 町 駅 下 交 通 誘 導 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	345
放 置 自 転 車 等 防 止 対 策 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 まで	11,327
立 地 適 正 化 計 画 策 定 業 務 費 委 託 事 業 費	平 成 32 年 度 か ら 平 成 33 年 度 まで	16,258

事 項	期 間	限 度 額
村岡新駅（仮称） 概略設計事業費	平成32年度まで	千円 150,000
鎌倉市営住宅 管理運営事業費	平成32年度まで	40,232
小学校給食調理等 委託事業費（西鎌倉 小学校・玉縄小学校）	平成31年度から 平成34年度まで	基準日における1校当たり 1日の推計給食数が401食 から500食までは60,000千 円、501食から600食までは 63,000千円、601食から700 食までは69,000千円、701 食から800食までは75,000 千円、を平成32年度から平 成34年度までの基本額と し、これに消耗品費として 1食当たり10円を推計総給 食数に乗じて得た額を加え た額に消費税相当額を加え た額の合計額。
小学校給食調理等 委託事業費（第一 小学校・腰越小学校）	平成31年度から 平成34年度まで	基準日における1校当たり 1日の推計給食数が401食 から500食までは60,000千 円、501食から600食までは 63,000千円、601食から700 食までは69,000千円、701 食から800食までは75,000 千円、801食から900食まで は78,000千円、901食から 1,000食までは81,000千円 を平成32年度から平成34年 度までの基本額とし、これ に消耗品費として1食当 たり10円を推計総給食数に 乗じて得た額を加えた額に消 費税相当額を加えた額の合 計額。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
学校清掃用具賃借料	平成 32 年度まで	206
学校トイレ改修事業費 (消費税率引上分)	平成 32 年度まで	27,893
学校自家用電気工作物 点 検 事 業 費	平成 32 年度まで	991
学校第一種特定製品費 点 検 事 業 費	平成 32 年度まで	1,418
学校トイレ清掃業務費 委 託 事 業 費	平成 32 年度まで	2,387
第一中学校 仮設トイレ賃借料	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	40,000
史跡永福寺跡 維持管理業務費 委 託 事 業 費	平成 32 年度まで	3,014

事 項	期 間	限 度 額
文化財課分室 設置事業費 (消費税率引上分)	平成32年度まで	千円 59
鎌倉歴史文化交流館 総合管理業務 委託事業費	平成32年度まで	7,128
鎌倉・玉縄青少年会館 清掃業務 委託事業費	平成32年度まで	1,107
中央図書館等 巡回業務 委託事業費	平成32年度まで	1,085
鎌倉国宝館空調設備 自動制御機器 保守点検業務事業費	平成32年度まで	319
鎌倉文学館 管理運営事業費 (消費税率引上分)	平成32年度まで	1,297
鎌倉市スポーツ施設 管理運営事業費 (鎌倉体育館・大船 体育館・鎌倉武道館・ 見田記念体育館) (消費税率引上分)	平成32年度から 平成34年度まで	4,147

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市土地開発公社の資金借入に伴う金融機関等に対する債務保証 (平成31年度設定分)	平成31年度から 平成32年度まで	千円  3,688,748



第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 197,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
本庁舎等施設整備事業費	24,100	同上	同上	同上
緊急防災基盤整備事業費	86,400	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	39,900	同上	同上	同上
清掃施設整備事業費	33,000	同上	同上	同上
道路整備事業費	449,500	同上	同上	同上
都市計画事業費	500,400	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	220,400	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	767,900	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	160,200	同上	同上	同上
史跡保存事業費	18,900	同上	同上	同上
合計	2,498,200			

議案第 99 号

平成31年度鎌倉都市計画事業大船駅東口  
市街地再開発事業特別会計予算

平成31年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	使用料及び手数料	6,510
	5 使用料	6,510
10	繰入金	12,490
	5 他会計繰入金	12,490
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
	歳 入 合 計	21,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	事業費	19,000
	5 事業費	19,000
15	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	21,000

議案第 100 号

平成31年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,474,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	国民健康保険料	3,924,465
	5 国民健康保険料	3,924,465
10	一部負担金	4
	5 一部負担金	4
20	国庫支出金	1
	10 国庫補助金	1
25	療養給付費交付金	1
	5 療養給付費交付金	1
30	県支出金	11,642,993
	3 県負担金・補助金	11,642,993
38	財産収入	71
	5 財産運用収入	71
40	繰入金	1,875,619
	5 他会計繰入金	1,735,619
	10 運営基金繰入金	140,000
45	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
50	諸収入	28,946
	5 延滞金及び過料	14,962
	10 雑入	13,984
	歳 入 合 計	17,474,100

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 269,688
	5 総務管理費	181,906
	10 徴収費	87,206
	15 運営協議会費	576
10 保険給付費		11,281,567
	5 療養諸費	9,939,257
	10 高額療養費	1,279,182
	15 移送費	300
	20 出産育児諸費	50,428
	25 葬祭諸費	12,400
11 国民健康保険事業費納付金		5,742,494
	5 医療給付費分	3,948,771
	10 後期高齢者支援金等分	1,305,310
	15 介護納付金分	488,413
20 共同事業拠出金		6
	5 共同事業拠出金	6
25 保健事業費		152,272
	3 特定健康診査等事業費	138,826
	5 保健事業費	13,446
27 基金積立金		71
	5 基金積立金	71
30 諸支出金		18,002
	5 償還金利子及び還付加算金	18,002
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		17,474,100



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 費 委 託 事 業	平 成 32 年 度 ま で	千円 312

議案第 101 号

平成31年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成31年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ546,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	繰入金	546,100
	5 他会計繰入金	546,100
	歳 入 合 計	546,100

歳 出

款	項	金 額
10 公債費		<div style="text-align: right;">千円</div> 546,100
	5 公債費	546,100
	歳 出 合 計	546,100

議案第 102 号

平成31年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成31年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,939,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	介護保険料	3,765,242
	5 介護保険料	3,765,242
15	国庫支出金	3,749,023
	5 国庫負担金	2,835,442
	10 国庫補助金	913,581
20	県支出金	2,397,259
	5 県負担金	2,269,544
	15 県補助金	127,715
25	支払基金交付金	4,379,855
	5 支払基金交付金	4,379,855
30	財産収入	296
	5 財産運用収入	296
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	2,636,211
	5 一般会計繰入金	2,486,400
	10 基金繰入金	149,811
45	繰越金	11,195
	5 繰越金	11,195
50	諸収入	18
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	16
	歳 入 合 計	16,939,100

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	366,245
	5 総務管理費	366,245
10	保険給付費	15,707,651
	5 介護サービス等諸費	15,707,651
12	地域支援事業費	843,707
	5 地域支援事業費	843,707
25	基金積立金	10,096
	5 基金積立金	10,096
30	諸支出金	11,201
	5 償還金及び還付加算金	11,201
35	予備費	200
	5 予備費	200
	歳 出 合 計	16,939,100

議案第 103 号

平成31年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,491,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	3,255,825
	5 後期高齢者医療保険料	3,255,825
10	繰入金	2,207,323
	5 一般会計繰入金	2,207,323
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	25,952
	5 延滞金、加算金及び過料	452
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,000
	歳入合計	5,491,100

歳 出

款	項	金 額
5	総務費	89,757
	5 総務管理費	89,757
10	広域連合納付金	5,386,343
	5 広域連合納付金	5,386,343
15	諸支出金	13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	5,491,100

議案第 104 号

平成31年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水区域面積	2,414 ha
2	年間総処理水量	20,150,874 m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	55,208 m <sup>3</sup>
4	主要な建設改良費	
	(1) 管渠事業費	363,053 千円
	(2) 処理場事業費	263,860 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	下水道事業収益	7,285,759 千円
第1項	営業収益	2,961,175 千円
第2項	営業外収益	4,324,584 千円

支 出

第1款	下水道事業費用	6,718,248 千円
第1項	営業費用	5,900,884 千円
第2項	営業外費用	791,020 千円
第3項	特別損失	21,344 千円
第4項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,237,118千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,769千円、引継金170,474千円、当年度分損益勘定留保資金1,546,482千円及び当年度利益剰余金処分類488,393千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,932,268 千円
第1項 企業債	1,464,000 千円
第2項 他会計補助金	293,418 千円
第3項 国庫補助金	164,613 千円
第4項 分担金及び負担金	4,927 千円
第5項 長期貸付金償還金	5,310 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,169,386 千円
第1項 建設改良費	745,974 千円
第2項 企業債償還金	3,417,440 千円
第3項 長期貸付金	5,972 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ477,291千円及び543,763千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
汚水ポンプ場し渣処理処分業務委託事業費	平成32年度まで	57
汚水ポンプ場等浚渫業務委託事業費	平成32年度まで	733
七里ガ浜浄化センター汚泥運搬業務委託事業費	平成32年度まで	5,280
七里ガ浜浄化センター清掃業務委託事業費	平成32年度まで	469
山崎浄化センターし渣処理処分業務委託事業費	平成32年度まで	187
山崎浄化センター清掃業務委託事業費	平成32年度まで	661
浄化センター水質検査事業費	平成32年度まで	774

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,464,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体資金について、利率の見直しを行った後には、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 366,756 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち 488,393千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 当年度利益剰余金

ア 減債積立金 488,393 千円

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

議案第 105 号

鎌倉市公共の場所におけるマナーの  
向上に関する条例の制定について

鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例を次のよう  
に定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

本市の公共の場所におけるマナーの向上による良好な環境の保全  
及び快適な生活環境を保持することを目的として、基本理念等必要  
な事項を定めるものである。



## 鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の公共の場所におけるマナーの向上について、基本理念及び必要な事項を定め、市、市民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにすることにより、もって市内における良好な環境の保全及び快適な生活環境を保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 滞在者等 観光旅行者、市内に通勤又は通学をする者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 公共の場所 海岸、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所をいう。
- (5) 迷惑行為 別表に掲げる行為をいう。

### (基本理念)

第3条 本市が「住んでよかった、訪れてよかった」と思われる成熟した観光都市となるため、また、多くの人から愛され、誰もが気持ち良く過ごすことができる場所であるために、市、市民、事業者及び滞在者等は公共の場所におけるマナーの向上に努めるものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共の場所における迷惑行為の未然防止に努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市民、事業者及び滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施するものとする。

### (市民及び滞在者等の責務)

第5条 市民及び滞在者等は、基本理念にのっとり、公共の場所における迷惑行為（他の法令の規定により禁止されている行為を除く。以下同じ。）を行わないように努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行う地域その他の地域の公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努めるとともに、従

業員に対する意識の啓発に努めるものとする。

- 2 事業者は、公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

#### 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条）

<p>1 土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者の許可無く行う次に掲げる行為</p> <p>(1) 車道において、立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと。</p> <p>(2) 線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと。</p> <p>(3) 山道等通行の用に供された場所から、その場所の外へ立ち入ること。</p> <p>(4) むやみに竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。</p> <p>(5) 広場又は山道等において、草木その他の燃焼のおそれのある物の付近で火気を使用すること。</p> <p>(6) 誤った情報を表示し、又は他者の通行に支障を及ぼすような看板を設置すること。</p> <p>(7) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所で、走りながら歩行者等を追い越し、若しくはすれ違いを行うこと、又は競技会等を開催すること。</p> <p>2 次に掲げる行為</p> <p>(1) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所へ、自転車又はバイク等の車両により歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。</p> <p>(2) 狭あいな場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること。</p>
---

議案第 106 号

鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例の制定について

鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例を次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市商工業振興計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市商工業振興計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として定めるものである。

## 鎌倉市商工業振興計画推進委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の商工業に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鎌倉市商工業振興計画の策定及び推進に関し調査審議を行う鎌倉市商工業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 本市の商工業に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 107 号

鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例の制定について

鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例を次のように定める。

平成31年 2 月 13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

社会福祉法第107条の規定に基づく鎌倉市地域福祉計画の策定及び推進等に関し調査審議を行う鎌倉市地域福祉計画推進委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

## 鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき鎌倉市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

### (臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 108 号

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定について

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例を次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指すため、基本理念等必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であつて、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

### (基本理念)



第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

（基本的施策）

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

- (1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策
  - ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。
  - イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。
- (2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策
  - ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。
  - イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

(災害等への対応)

第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。

(計画等への反映等)

第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 109 号

鎌倉市児童発達支援センター条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の管理運営に当たり指定  
管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市児童発達支援センター条例（昭和51年12月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）
- (4) 前3号に定めるもののほか、発達に特別な支援を必要とする児童の相談、助言、指導その他の支援

第4条から第8条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 次に掲げるセンターの管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) センターの事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

（休所日）

第5条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日に臨時に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

（開所時間）

第6条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を臨時に変更することができる。

（利用対象者）

第7条 センターを利用できる者は、児童及びその保護者が市内に住所を有するものであって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業

ア 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付決定を受けた保護者の児童

イ 法第21条の6の規定による障害児通所支援の提供を受ける児童

(2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者及びその児童

(3) 第3条第4号に規定する事業 当該事業の利用を指定管理者が必要と認め、市長が承認をした児童

2 前項の規定にかかわらず、児童本人又はその保護者が市内に住所を有しない者であって、センターの利用を指定管理者が必要と認めたものは、市長の承認を得て、センターを利用することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

(1) 感染性疾患があるとき。

(2) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

第9条を第13条とし、同条の前に次の4条を加える。

(利用料金の支払)

第9条 センターを利用する者又はその保護者は、センターの利用に要する費用として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

(1) 第7条第1項第1号アに該当する児童 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）を超えるときは、当該現に児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用の額）及び通所特定費用の合計額

(2) 第7条第1項第1号イに該当する児童 規則で定める基準により算定した額

(3) 第7条第1項第2号に該当する者 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に障害児相談支援に要した費用を超えるときは、当該現に障害児相談支援に要した費用の額）

(4) 第7条第2項に該当する児童（第3条第4号に規定する事業の利用を指

定管理者が必要と認め、市長が承認をした児童を除く。) 前3号に定める額に準じて市長が定める額

- 2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の7第11項又は法第24条の26第3項の規定による市町村からの支払額がある場合は、支払うべき利用料金は、前項に規定する利用料金の額から当該支払額を控除した額とする。

(原状回復)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第6条の規定によりセンターの利用を制限されたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。

- 2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成33年4月1日から施行する。ただし、第9条を第13条とし、同条の前に4条を加える改正規定(第12条に係る部分に限る。)及び次項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例(平成24年2月条例第22号)の一部を次のように改める。

別表中

鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会	5人以内	を に
鎌倉市子どもの家等指定管理者選定委員会	5人以内	
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園指定管理者選定委員会	5人以内	

改める。

議案第 110 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 13 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市腰越子ども会館、鎌倉市西鎌倉子ども会館、鎌倉市山崎子ども会館及び鎌倉市岩瀬子ども会館を閉館するものである。



## 鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鎌倉市腰越子ども会館の項及び鎌倉市西鎌倉子ども会館の項を削り、同表鎌倉市深沢子ども会館の項中「同 寺分436番地2」を「鎌倉市寺分436番地2」に改め、同表鎌倉市山崎子ども会館の項及び鎌倉市岩瀬子ども会館の項を削る。

第2条の2を削る。

第3条第2項中「指定管理施設以外の子ども会館にあっては、市長が」を「市長は、」に改め、同条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 子ども会館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

第6条中「又は指定管理者」を削る。

第6条の4を削る。

別表を削る。

付 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第 111 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」、鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」、鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」及び鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」の利用定員を改めるものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の項中「85人」を「57人」に、同表鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」の項中「76人」を「32人」に、同表鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」の項中「96人」を「66人」に、同表鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」の項中「68人」を「28人」に改める。

付 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第 112 号

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部  
を改正する条例の制定について

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後子ども総合プランに基づき、新たに開設する放課後子どもひろばの名称及び位置を定めるとともに、その管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条）

名称	位置
放課後子どもひろば にかいどう	鎌倉市二階堂912番地1
放課後子どもひろば だいいち	同 由比ガ浜二丁目9番13号
放課後子どもひろば おなり	同 御成町18番10号
放課後子どもひろば しちりがはま	同 七里ガ浜東五丁目3番3号
放課後子どもひろば こしごえ	同 腰越五丁目2番10号
放課後子どもひろば にしかまくら	同 津1069番地
放課後子どもひろば ふかさわ	同 梶原一丁目11番1号
放課後子どもひろば ふじづか	同 寺分418番地10
放課後子どもひろば やまさき	同 山崎2456番地1
放課後子どもひろば おおふな	同 大船二丁目10番3号
放課後子どもひろば おさか	同 大船2135番地
放課後子どもひろば いまいずみ	同 今泉二丁目13番1号
放課後子どもひろば せきや	同 関谷468番地1

別表第2（第3条）

指定管理施設
放課後子どもひろば だいいち
放課後子どもひろば おなり
放課後子どもひろば しちりがはま
放課後子どもひろば こしごえ
放課後子どもひろば にしかまくら
放課後子どもひろば ふかさわ
放課後子どもひろば ふじづか
放課後子どもひろば やまさき
放課後子どもひろば おおふな
放課後子どもひろば いまいずみ
放課後子どもひろば せきや

付 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第 113 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正  
する条例の制定について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

植木住宅を廃止するものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例  
鎌倉市営住宅条例(平成9年9月条例第7号)の一部を次のように改正する。  
別表植木住宅の項を削る。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 114 号

鎌倉市就学援助基金条例の一部  
を改正する条例の制定について

鎌倉市就学援助基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

基金を充当する就学援助金の支給対象となる就学先に、高等専門学校の一部の学年を追加するものである。



鎌倉市就学援助基金条例の一部を改正する条例

鎌倉市就学援助基金条例（昭和39年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校」に改め、「高等部に限る。）」の次に「及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。